特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	錦町児童福祉法関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

錦町は、錦町児童福祉法関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童福祉法関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結することとしている。

評価実施機関名

錦町長

公表日

令和1年6月26日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童福祉法関連事務					
②事務の概要	当該事務は、児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費並びに保育所に関する事務である。 番号法においては、別表第一項番8の規定のとおり、各給付費並びに医療費の支給申請や異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務、保育所に関する事務で個人番号を用いることとなる。					
③システムの名称	障害者福祉システム、保育所保育料システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイルタ	2. 特定個人情報ファイル名					
障害福祉情報ファイル						
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法別表第一項番8					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法別表第二項番9、10、11、12、15					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	錦町住民福祉課					
②所属長の役職名	住民福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	錦町(総務課行政係) 球磨郡錦町大字一武1587番地 0966-38-1111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

錦町(総務課行政係) 球磨郡錦町大字一武1587番地 0966-38-1111

Ⅲ しきい値判断結果

	値判勝	* <i>A</i> raba 1331
1 =c 1 \		- 20-4

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
	項目評価	-	÷ + + = = = = /=	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。						
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	:入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[O]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	目変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I . 1. ③システムの名称	追記	障害者福祉システム、保育所保育料システム、 中間サーバー	事前	制度改正に伴い
平成27年4月1日	I.5.②所属長	住民福祉課長 高橋 秀明	住民福祉課長 森山 毅宏	事後	人事異動に伴い
平成29年7月6日	Ⅱ.1.取扱者数 時点	平成27年2月1日	平成29年7月6日	事後	作成時点
平成29年7月6日	Ⅱ.2. 取扱者数 時点	平成27年2月1日	平成29年7月6日	事後	作成時点
令和1年6月20日	様式	旧様式	新様式	事前	様式変更に伴い